

① 将来への橋渡しし 国民年金

納め忘れがある人は
後納制度をご利用ください

過去の国民年金保険料に納め忘れの期間がある人は、その保険料を納めることで将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができます。

平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年以内に納め忘れの保険料を納めることができます。(※ただし、過去3年度以前の後納保険料には当時の保険料に加算金がかかります。)

お近くの年金事務所でお申し込みください。

国民年金保険料専用ダイヤル
0570-0111-050
国民年金事務所国民年金課
0749-23-1114

4月分からの年金額をお知らせ
年金振込通知書が
送付されます

平成28年4月分として支給される年金額(6月振込分)は、法律の規定により、平成27年度から据置きとなります。ただし、平成27年10月に施行された被用者年金一元化法により、年金額(年額)の端数処理がこれまでの100円未満四捨五入から、1円未満四捨五入に改められたため、4月分から月額で数円の増減が生じます。

6月からの1年間の年金額をお知らせする「年金振込通知書」が順次送付されますので、詳しくは通知書でご確認ください。

国民年金事務所
0749-23-1116

豊かな生態系を守ろう!
伊庭内湖外来魚
駆除釣り大会

フナやモロコでいっぱい伊庭内湖を取り戻しましょう。
(伊庭の里湖づくり協議会主催)
時 6月18日(出)9:30~13:30
(受付9:00から)

場 能登川水車とカヌーランド
※小学生以下は保護者同伴
※エサ、釣り竿の無料貸し出しあり(先着200人、1家族2本まで)

生活環境課
0748-24-5633
050-5801-5633
0748-24-5692



女性のための
創業塾2016



創業に興味がある女性や、独立を考えている女性のための創業塾です。特に雑貨屋、カフェ、サロンなどの小さなお店

創業塾2016

① 小さなお店の開き方、教えます

① 人権が尊重される住みよいまちをめざして

「じんけん」のまちづくり講座

- 【第1回】テーマ：インターネット
講師：松浦広明さん
(公益財団法人滋賀県人権センター)
 - 【第2回】テーマ：マンガと人権
講師：吉村和真さん
(京都精華大学副学長 マンガ学部教授)
 - 【第3回】テーマ：同和問題
講師：松村智広さん
(みえ人権教育・啓発研究会 代表)
 - 【第4回】テーマ：性同一性障害
講師：土肥いつきさん
(セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク副代表)
- 時 6月11日(出)~7月2日(出)の毎週土曜日
10:00~11:40
場 てんびんの里文化学習センター
※第4回のみ八日市文化芸術会館
対 市内在住・在学・在勤の人
定 100人程度(申し込み先着順)
申 生涯学習課 0748-24-5672
IP 050-5801-5672 FAX 0748-24-1375

① 私たちの医療と健康を支える国民健康保険

平成28年度
国民健康保険料のお知らせ

■ 6月中旬に保険料の決定通知書を送付します

世帯内に国民健康保険加入者がおられる世帯主に対し、6月中旬に保険料の決定通知書を送付しますので、保険料額や納付方法をご確認ください。

国民健康保険料の納付義務は世帯主にあります。世帯主が国民健康保険以外の健康保険(社会保険など)に加入されている場合でも、同一世帯内のどなたかが国民健康保険に加入されている場合は、世帯主あてに決定通知書を送付します。

■ 平成28年度の国民健康保険料

- 40歳以上65歳未満の人
・・・下記①②③の合計
- 40歳未満の人、65歳以上75歳未満の人
・・・下記①②の合計

①医療分	(所得割) A×7.1%	(均等割) 26,000円	(平等割) 22,000円
②支援金等分	(所得割) A×2.1%	(均等割) 5,700円	(平等割) 5,500円
③介護分	(所得割) A×1.5%	(均等割) 8,100円	(平等割) 4,400円

- Aは(平成27年中所得額-33万円)
- 上限は①54万円、②19万円、③16万円
- 所得が一定金額以下の場合、保険料の軽減があります。

※用語説明
所得割：前年(27年中)の所得に応じて負担していただくもの
均等割：加入者一人につき一定額を負担していただくもの
平等割：一世帯につき一定額を負担していただくもの

■ 保険料の納付方法について

納付書または口座振替により納付していただく「普通徴収」と、世帯主の年金からの引き去りにより納付していただく「特別徴収」があります。

普通徴収は、6月から翌年3月までの年10回に分けて納めていただきます。

なお、第1期の納付期限は6月30日(木)で、第2期以降は各月の末日です。(※末日が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日。12月は26日(月)になります。)

次の①②両方に該当される場合は、特別徴収による納付となります。

- ①世帯主が65歳以上75歳未満
- ②加入者全員が65歳以上75歳未満

■ 特別徴収されている人の納付方法の変更について

特別徴収されている人で、普通徴収(口座振替のみ)による納付を希望される場合は、変更申出書の提出と口座振替の登録をしてください。

■ 保険料の減免制度や軽減制度があります

事業の休業や失業、事故、疾病、長期入院などにより収入が著しく減少した場合や、災害に遭い著しい損害を受けた場合は、保険料の減免が認められる場合があります。また、非自発的失業者(リストラなどで職を失った人)は、申請いただくと、失業時から翌年度末までの期間、保険料を軽減します。申請要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

国民年金課 0748-24-5632
IP 050-5801-5632 FAX 0748-24-5576

① 65歳以上の人はご確認を

平成28年度 介護保険料納入通知書を6月中旬に送付します

納付額や納付方法を記載しています。お手元に届きましたら、内容をご確認ください。

■ 保険料の納付方法

年金が支給される際に引き去らせていただく「特別徴収」(年6回)になります。

※次の場合は普通徴収(納付書または口座振替による納付)となり、6月から翌年3月までの年10回に分けて納付していただきます。

- ・年金額が年額18万円未満の場合
- ・年度途中で65歳になった場合
- ・ほかの市町村から転入して間もない場合
- ・年金担保貸付を利用した場合
- ・所得申告の修正などで保険料に変更があった場合 など

国民年金課 0748-24-5632
IP 050-5801-5632 FAX 0748-24-5576

日ごろの取り組みを発表しよう

芸術文化祭参加事業・参加団体を募集します

A 東近江市芸術文化祭参加事業
9月から12月にかけて開催する芸術文化祭に参加される創造的・意欲的な事業を募集します。
参加部門・美術、音楽、演劇、伝承芸能、映像など(全9部門)
B こどもフェスティバル出演団体
ダンスや合唱など主に20歳未満で構成される団体が対象の発表会です。
時10月15日(土)午後1時から
場八日市文化芸術会館

C 芸能フェスティバル出演団体
舞台芸術活動の発表の場です。
時11月23日(祝)午前10時から
場八日市文化芸術会館

■ABCの申込方法
申所定の申込書に記入のうえ、7月7日(木)までにお申し込みください。(必着)
※申込書は市役所や各コミュニティセンター、各図書館に設置してあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。
※参加基準、応募条件など詳しくは募集要項をご確認ください。

☎ 0748-24-5672
IP 050-5801-5672
FAX 0748-24-1375

申請はお早めに

高齢者向け給付金

対象と思われる人には4月下旬に案内書を送付しています。

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を支援するため、「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」を支給します。

■支給対象者
平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者(※)のうち、平成28年度中に65歳以上になる人(昭和27年4月1日以前に生まれた人)
※平成27年度市民税(均等割)が課税されていない人(課税されている人の扶養親族等になっている人、生活保護を受けている人などを除く。)

■支給額 1人につき30,000円
■申請期限 8月9日(火)まで
☎ 0748-24-5575 IP 050-5801-0904
FAX 0748-24-5693

平成28年度市民税・県民税納税通知書

平成28年度の市民税・県民税の納税通知書(普通徴収)を、6月10日付で発送します。なお、市民税・県民税が給与から引き去り(特別徴収)となる人の通知書は、勤務先を通じて送付しています。本年度の税額は、平成27年中の所得に基づいて算出していますので、ご確認ください。また、納税通知書は、平成28年1

月1日現在で本市に住所があり、納付税額のある人に送付します。
平成28年度(平成27年分所得)の課税(所得)証明書の発行は、納付方法にかかわらず6月10日(金)以降となります。(※自動交付機も同様です。)

☎ 0748-24-5604
IP 050-5801-5604
FAX 0748-24-5577

はじめませんか エコな生活

環境にやさしいシステムの導入に4つの奨励金

奨励金は地域商品券(三方よし商品券)で交付します。システム設置後、申請用紙に必要な事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。

■申請期間 平成29年2月15日(水)まで ※予算額に達した時点で受付を終了します。
☎ 0748-24-5633 IP 050-5801-5633 FAX 0748-24-5692

蓄電システム設置奨励金

電気を蓄えて、停電時や地域の電力需要のピーク時などに使用することができるシステムです。

■奨励金額
1世帯あたり上限10万円
■主な条件
・自宅(店舗・事務所などとの併用住宅を含む。)に、蓄電システムを設置
・システムの設置工事完了日が本年4月1日以後

コージェネレーションシステム設置奨励金

ガスなどで電気を発電しながら、その時に発生する熱を給湯や暖房に利用するシステムです。

■奨励金額
自立運転型: 1台あたり上限10万円
それ以外: 1台あたり上限5万円
■主な条件
・自宅(店舗・事務所などとの併用住宅を含む。)に、コージェネレーションシステムを設置
・電力会社との系統連系開始が本年4月1日以後
■対象 エコウィル、エネファーム



(写真は一例です)

住宅用太陽光発電システム設置奨励金

太陽の光エネルギーを直接電気に変えるシステムです。

■奨励金額
1キロワットあたり15,000円
※上限75,000円
■主な条件
・自宅(店舗・事務所などとの併用住宅を含む。)の屋根または敷地に、住宅用として出力10キロワット未満の太陽光発電システムを設置
・電力会社との電力受給開始が本年4月1日以後
・システムの契約または施工を市内業者で実施



雨水貯留施設設置奨励金

雨水を蓄え、万が一の災害に備えるほか、庭の水やりなどに活用できる施設です。

■奨励金額
設置工事費の3分の1、上限60,000円
※1,000円未満切り捨て
■主な条件
・雨水貯留施設を新設(0.1立方メートル以上)または公共下水道などの接続で不要になった浄化槽を雨水貯留施設に改造した場合
・ポンプ設置、配管・配管器具の購入、据え付けの経費が30,000円以上かつた場合



共に考え、共に創る わがまち協働大賞

協働によるまちづくりを進めるため、市内で実施されたプロジェクト、活動、行事、制度などの優良事例を募集し表彰します。

表彰された事業への副賞となるサービスのクーポン券などを提供していただけの協賛事業所も募集します。

■優良事例の募集
募集期間 7月29日(金)午後5時まで
申込方法 II 所定の申込用紙(市ホームページからダウンロード可)に事業概要が分かるもの(チラシ・企画書などを添えて提出してください)。

■協賛事業所の募集
募集期間 II 9月30日(金)午後5時まで
申込方法 II 所定の申込用紙(市ホームページからダウンロード可)を提出してください。

☎ 0748-56-1277
東近江(八日市緑町4-1)
FAX 0748-56-1277

☎ 0748-24-5604
IP 050-5801-5604
FAX 0748-24-5577

